

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 2 月 2 8 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張する。

アパート、マンションに住む生活保護受給者には支給されているのに対し、都営住宅の入居者に対しては支払われない火災保険料は、不平等と言わざるを得ない。福祉制度の改善を求めるものである。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 2 月 2 日	諮問
令和 3 年 4 月 1 5 日	審議（第 5 4 回第 3 部会）
令和 3 年 5 月 1 4 日	審議（第 5 5 回第 3 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 住宅扶助

法 1 4 条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。

ここでいう「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和 6 0

年、253頁参照)。また、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」とは、家屋が自己の所有に属する場合における地代又は地租及び家屋税（固定資産税）等であると解されている（同）。

法33条1項は、住宅扶助は、金銭給付によって行うものとし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは現物給付によって行うことができるとする。

### (3) 借家・借間の契約更新料等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・クは、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、同・オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとしている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・88は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料の認定について、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとしている。

### (4) 局長通知及び課長通知の位置づけ

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人が居住する都営住宅（以下「本件住宅」という。）においては、被保護者は、入居時に通常必要な家賃2か月分相当の保証金が免除され、更新料の支払もなく、そして、本件住宅は、建物自体は火災保険に加入しているため、建物の修繕・回復等の保証はされるとして、入居時・更新時にかかわらず、入居者に強制的に火災保険に加入することを求めているこ

とから、入居者が火災保険に加入する場合には任意であることが認められる。

また、処分庁は、被保護者が居住する借家・借間の契約更新等の際し、契約更新料等を必要とする場合には必要な額を認定することができ（1・(3)）、その場合には、契約更新料等としての火災保険料の認定について、必要やむを得ない場合は、契約更新に必要なものとして認定できるとされている（同）。

そうすると、請求人は、本件住宅に係る入居時の保証金及び更新時の更新料のいずれも免除されているため、契約更新料そのものが発生しておらず、そして、火災保険が強制加入ではないため、請求人が申請する予定の火災保険（以下、同火災保険を「本件保険」という。）が契約更新に必要なものであるとまではいえないのであるから、処分庁が、本件住宅に係る本件保険の保険料の年額を支給しないとして本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。しかし、上記2に述べたとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適法になされたものであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成